

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年六月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年一月三十日奈良県指令建第一〇四―一二六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年六月十六日建第九六四八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

御所市大字櫛羅一四六九番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字櫛羅一三七番地の三

垣本明宏

一 許可番号

令和二年四月十五日奈良県指令建第一〇四―一七六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年六月十六日建第九六四九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市光陽町一四番五及び一六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市光陽町七七番地 スイートヴィラS二〇二号室

梅村明美

梅村有貴